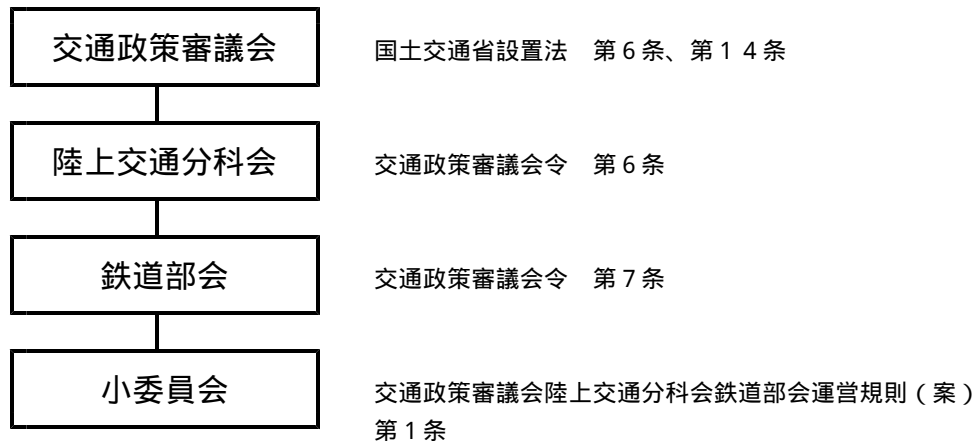


「ネットワークサービス小委員会」及び「技術・安全小委員会」の設置について（案）

1．組織図



2．設置する小委員会

当面、次の小委員会を設置する。

ネットワーク・サービス小委員会

今後における鉄道のネットワークの充実、サービスの改善等に関する方策について調査審議する。

技術・安全小委員会

今後における鉄道技術の高度化及び活用、安全性の向上等に関する方策について調査審議する。

3．スケジュール

平成19年4月27日（金）	ネットワーク・サービス小委員会及び技術・安全小委員会が、それぞれ第1回会合を開催（以後、それぞれ月1回程度の頻度で開催）
平成19年6月	鉄道部会を開催し、ネットワーク・サービス小委員会の中間とりまとめを審議。また、技術・安全小委員会の検討テーマの精査、ワーキンググループ等の設置を報告。
平成19年秋	鉄道部会を開催し、ネットワーク・サービス小委員会の報告書案を審議

< 議決事項 >

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則の
制定について（案）

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則を下記により制定する。

記

別添のとおり、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則を制定する。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則（案）

（小委員会の設置）

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

（小委員会の委員）

第2条 小委員会に属すべき委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、鉄道部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

（小委員会の委員長）

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

（議事）

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年 月 日から施行する。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会
技術・安全小委員会 委員名簿(案)

(敬称略・五十音順)

委員

森地 茂 政策研究大学院大学教授

臨時委員

家田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授

井口 雅一 東京大学名誉教授

古関 隆章 東京大学大学院情報理工学系研究科助教授

須田 義大 東京大学教授

永井 正夫 東京農工大学工学府教授

専門委員

石井 信邦 社団法人日本鉄道運転協会顧問

伊藤 克人 東京急行電鉄株式会社健康管理センター所長

大橋 忠晴 川崎重工業株式会社代表取締役社長

垂水 尚志 財団法人鉄道総合技術研究所専務理事

中川 彰 東海旅客鉄道株式会社代表取締役副社長

西田 寛 京阪電気鉄道株式会社常務取締役

橋口 誠之 東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長

古澤 和秋 上毛電気鉄道株式会社代表取締役社長

松本 陽 独立行政法人交通安全環境研究所交通システム研究領域長

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会
ネットワーク・サービス小委員会 委員名簿（案）

（敬称略・五十音順）

委員

佐和 隆光 立命館大学政策科学研究科教授
廻 洋子 淑徳大学教授
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

臨時委員

飯島 希 気象予報士・環境カウンセラー
井口 典夫 青山学院大学経営学部教授
竹内 健蔵 東京女子大学文理学部教授

専門委員

梅崎 壽 東京地下鉄株式会社代表取締役社長
小谷 昌 社団法人日本民営鉄道協会会長
清野 智 東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長
仁志田 昇司 福島県伊達市長
山口 昌紀 近畿日本鉄道株式会社代表取締役社長
横山 洋吉 東京都副知事